

親子を、みんなで応援します

令和
7年度版

ひとり親家庭のしおり

◇ 横浜市



どこかにかもめさん  が4羽かかっているよ!

横浜市のひとり親家庭支援に関する事業については右の二次元コードをご確認ください。※情報は随時更新していきます

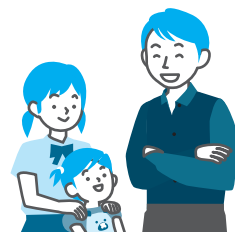
■ひとり親家庭のしおり

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/shiori.html>





ライフステージからみた ひとり親家庭や子育てのための 主な支援



お子さんの年齢		就学前(0～6歳)	小学校(～12歳)	中学校(～15歳)	高校(～18歳)	大学等(18歳～)
経済支援	手当	児童扶養手当(ひとり親等) P1				
		児童手当 P1				
	医療費	ひとり親家庭等医療費助成 P1				
		小児医療費助成 P1				
	貸付	母子父子寡婦福祉資金の貸付 P2				
生活支援		日常生活支援事業(ヘルパー派遣) P2				
子育て支援	預け先	乳幼児一時預かり・一時保育 P3				
		保育所・幼稚園 認定子ども園 P3	放課後 児童クラブ P3			
		横浜子育てサポートシステム P3				
		病児・病後児保育 P3				
	教育費 助成・貸付		就学援助 P3		高等学校奨学金 P4	大学奨学金 P4
子どもの発達		母子父子寡婦福祉資金の貸付 (修学資金・就学支度資金) P2				
		こども家庭相談 P4				
			思春期相談 P4			

ひとり親家庭のみ対象



経済的な支援

手当

児童扶養手当

ひとり親家庭等の方に支給されます。支給期間は児童が18歳になった後の最初の3月(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)までです。(所得制限があります)

▶ こども青少年局こども家庭課 TEL 680-1192

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 **P7**

児童手当

高校生年代までの児童※を養育している方に支給されます。
※18歳になった最初の年度末までの子

▶ こども青少年局こども家庭課 TEL 641-8411

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 **P7**

医療費

ひとり親家庭等医療費助成(所得制限があります)

ひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。対象者は、親または養育者と、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(ただし、中程度以上の障害がある場合または高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで)です。

▶ 区福祉保健センター保険年金課保険係

小児医療費助成

健康保険に加入している0歳から中学3年生のお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。

▶ 区福祉保健センター保険年金課保険係

貸 付

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、「修学資金」等各種資金をお貸しします。ただし、日本学生支援機構奨学金(貸与型)・神奈川県高等学校奨学金とは併用できません。その他にも貸付には条件があるため、詳しくはお問い合わせください。

▶ 区青少年局子ども家庭課 TEL 671-2390

生活福祉資金

収入が少ない世帯の方に、生活の安定や経済的自立を図るため、目的に応じた資金をお貸しします。
貸付には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

▶ 区社会福祉協議会 P7

住宅支援資金貸付制度

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるひとり親の方で、「ひとり親サポートよこはま」の就労支援員の支援を受け、自立に向けて(意欲的に)就労等に取り組む場合に、居住する別件の賃料(自己負担金)の一部に充てる資金を貸付ける制度です。

※就労後1年間継続した場合は償還が免除される場合があります。

▶ ひとり親サポートよこはま TEL 227-6337

各 種 減 免

特別乗車券

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方(世帯で1人)に、市営バス・民営バス(市外の停留所で乗車し、かつ降車する場合を除く。)・市営地下鉄・シーサイドラインの無料乗車券が交付されます。(利用者の写真が必要です)

▶ 区福祉保健センター子ども家庭支援課 P7

J R 通勤定期券割引

児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯の方の通勤定期代が3割引になります。

※区・福祉保健センターで証明書を発行します。

JR駅の窓口で証明書を提出し、定期券を購入してください。

※証明書発行には証明用の写真が必要です。

▶ JRの駅窓口



水道料金等の減免

ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額の減免が受けられます。

▶ 水道局お客さまサービスセンター TEL 847-6262

粗大ごみ処理手数料の減免

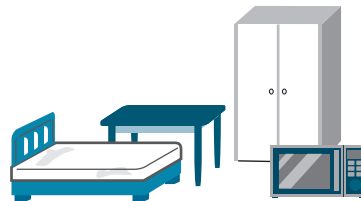
ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、粗大ごみ処理手数料が年間4個まで免除になります。

※年間=4月から翌年3月まで

▶ 粗大ごみ受付センター

[一般加入電話などから] TEL 0570-200-530

[携帯電話・PHSから] TEL 045-330-3953



生活の支援

日常生活支援事業(ヘルパー派遣)

家族の病気や本人の通学・仕事、離婚して間もないなどで、一時的に家事・育児等にお困りの母子家庭・父子家庭・寡婦などが利用できます。家庭生活支援員(ヘルパー)が日常生活のお手伝いをします。

▶ 区青少年局子ども家庭課 TEL 671-2390

生活保護

収入や資産、他の制度等を活用しても、生活費や医療費に困ったときには、生活保護を利用できる場合があります。

▶ 区福祉保健センター生活支援課

生活困窮者自立支援制度

生活にお困りの方、またはそのおそれのある方へ、就労に向けた支援や家計の見直しなど継続的な相談支援を行います。

▶ 区福祉保健センター生活支援課

福祉定期預金・ニュー福祉定期貯金

児童扶養手当等の支給を受けている方がご利用になれます。定期預金・定期貯金の利率に一定の利率が加算されます。なお、取り扱っていない金融機関があります。詳細については、各金融機関に直接お問い合わせください。

▶ 各金融機関



子育て支援

預かり先

保育所・認定こども園・幼稚園

保護者の方が仕事などのため、子どもの保育所等での保育を必要とするとき、利用の申請ができます。対象は就学前の乳幼児です。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

乳幼児一時預かり・一時保育

用事を済ませたい、少しだけリフレッシュしたい、急に仕事が入ったなど、誰かの手を借りて子どもを見てもらうことが必要になった際に、一時的に預けることができます。児童扶養手当受給世帯や福祉医療証(ひとり親)の交付を受けた世帯は、利用料が全額減免になります。(利用前に手続きあり)

▶ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 TEL 671-3564

横浜子育てサポートシステム

登録をした会員同士が、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。冠婚葬祭、就業、自分の時間を持ちたい場合等に利用できます。生後57日以上～小学校6年生の子どもが対象です。児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯・非課税世帯の方が利用した際には支払った利用料を助成します(上限あり、要手続き)

▶ 横浜子育てサポートシステム各区支部事務局 (ホームページ参照)

病児保育

病期中または病気回復期の児童を病初期の段階から医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等が一時的に保育します。対象は生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)です。児童扶養手当受給世帯や福祉医療証(ひとり親)の交付を受けた世帯は、利用料(2,000円)が全額減免となります。(要手続き)

▶ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 TEL 671-3564

放課後キッズクラブ

小学校施設を活用して、「遊び場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供します。対象は小学校1年生から6年生の児童です。市民税所得割非課税世帯・生活保護世帯・就学援助世帯は、利用料の減免が受けられます。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

放課後児童クラブ

仕事などのため、放課後に保護者の方が家庭にいない児童の居場所を提供します。対象は小学校1年生から6年生の児童です。

利用料の減免制度を設けている放課後児童クラブもあります。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

病後児保育

病気回復期の児童を専用の病後児保育室で、看護師等が一時的に保育します。対象は生後6か月から小学校6年生です。児童扶養手当受給世帯や福祉医療証(ひとり親)の交付を受けた世帯は利用料(2,000円)が全額減免となります。(要手続き)

▶ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 TEL 671-3564

教育費用

就学援助・私立学校等就学奨励費

子どもを小・中・義務教育学校・中等教育(前期)学校(市内の私立や市内外の国立・県立学校等含む)へ就学させるのに経済的な理由でお困りの方に、学用品費、修学旅行費、給食費などを支給します。申請先は在学する学校等です。

▶ 教育委員会学校支援・地域連携課 TEL 671-3270

高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金

保護者等の所得等(市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額×3/4(政令指定都市)で計算される算定基準額)に応じて、申請により高等学校等就学支援金が、また審査の結果所得要件を満たさない世帯の生徒には高校生等臨時支援金が、授業料に充てられ負担が軽減されます。(公立高校の場合は負担がなくなります)

市立高校 ▶ 横浜市教育委員会学校支援・地域連携課 TEL 671-3474

県立学校 ▶ 神奈川県教育委員会財務課 TEL 210-8113

私立高校等 ▶ 神奈川県私学振興課 TEL 210-3793

高校受検料等減免・一部補助

経済的な理由で支払いが困難な方に対し、市内公立高校の受検料、入学料、授業料(徴収対象者のみ)の減免制度があります。

市立高校 ▶ 横浜市教育委員会学校支援・地域連携課 TEL 671-3474

県立学校 ▶ 神奈川県教育委員会財務課 TEL 210-8113

私立高等学校等生徒学費補助金

県内の私立高校等(通信制の場合、本部校が県内設置)に就学した場合、保護者等の所得等(市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額×3/4(政令指定都市)で計算される算定基準額※)に応じて、申請により入学金や授業料の補助が受けられます。

※算定基準額が25万1,100円未満(多子世帯(23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯)の場合は30万4,200円未満)の世帯が対象

▶ 神奈川県私学振興課 TEL 210-3793



高校生等奨学給付金

高校生等がいる世帯で、生活保護（生業扶助）を受けられている世帯または都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がいずれも0円（非課税）である世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）は、申請により返還不要の奨学給付金が受けられます。

国公立 ▶ 各学校または神奈川県教育委員会財務課
TEL 210-8251

私立 ▶ 各学校または神奈川県私学振興課
TEL 210-3793

横浜市高等学校奨学金

学業・品行等が優れ、学費にお困りの高校生に対し、高等学校奨学金を支給します。（募集は年1回です。）

▶ 教育委員会学校支援・地域連携課または各学校
TEL 671-3474

神奈川県高等学校奨学金

神奈川県では、学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等に対して高等学校奨学金をお貸しします。

▶ 各学校または神奈川県教育委員会財務課 TEL 210-8251

日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構では、大学生等（進学予定者も申込可能）で、優れた資質を有し、経済的な理由により修学困難な方に奨学金を貸与・給付します。

[奨学金の申込みについて] ▶ 在学する学校

[奨学金の貸与・給付及び返還について]

▶ 日本学生支援機構奨学金相談センター

TEL 0570-666-301

月～金 9:00 ～ 20:00 ナビダイヤル

日本学生支援機構のウェブページはこちら。



高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯・多子世帯の学生等を対象に、給付型奨学金の支給と入学金・授業料の減免を行います。

（給付型奨学金については、日本学生支援機構ウェブページの給付奨学金に関する案内をご確認ください。）

[給付型奨学金の申込みについて] ▶ 在学する学校

[授業料等の減免について] ▶ 進学先の大学等



子どもについての相談

こども家庭相談

妊娠期・乳幼児期から思春期までの子育てに関する困りごと、気になることについて気軽にご相談ください。お子さん自身からの相談もお受けしています。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

横浜子育てパートナー

妊娠期から未就学までのいろいろな悩みごと、困りごと等について、各区の地域子育て支援拠点の専任スタッフが相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりします。子どもを遊ばせながらの気軽な相談もできます。

▶ 各区地域子育て支援拠点 横浜子育てパートナー
予約・相談専用ダイヤル（ホームページ参照）

子どもの教育相談（電話相談）教育総合相談センター

教育相談や不登校児童生徒への支援を行っています。

一般教育相談 TEL 624-9414（月～金9:00～17:00）

24時間子どもSOSダイヤル

TEL 0120-078-310（フリーダイヤル、365日24時間受付）

学校生活あんしんダイヤル

TEL 624-9081（火～金9:00～17:00）

横浜型児童家庭支援センター

相談員や心理担当職員が、家庭での子育てに関する様々な相談に応じます。また、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談支援に加え、必要に応じ、子育て短期支援事業（※）を実施しています。

（※）保護者の疾病その他の理由によって、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合等が対象【2歳から12歳（小6）まで】。
区または児童相談所での事前相談が必要です。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7 ▶ 児童相談所 P4

児童相談所

子どもの養育・非行・障害・不登校・性格や行動の問題に関する相談を承っています。

▶ 横浜市中央児童相談所（鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区）

住所 南区浦舟町3-44-2 TEL 260-6510

▶ 横浜市西部児童相談所（保土ケ谷区・旭区・泉区・瀬谷区）

住所 保土ケ谷区川辺町5-10 TEL 331-5471

▶ 横浜市南部児童相談所（港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区）

住所 港南区丸山台1-9-10 TEL 349-0122

▶ 横浜市北部児童相談所（港北区・緑区・青葉区・都筑区）

住所 都筑区茅ヶ崎中央32-1 TEL 948-2441

児童虐待に関わる通告・相談

よこはま子ども虐待ホットライン

TEL 0120-805-240（24時間365日フリーダイヤル）

●このほか、各児童相談所、区福祉保健センターでもお受けしています。

かながわ子ども家庭110番相談LINE

親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、一人で抱えずにご相談ください。



月～土9:00～21:00（年末年始除く）

青少年相談センター

ひきこもりや不登校など、青少年（15歳～39歳まで）やそのご家族が抱えているさまざまな問題について相談を受け付けています。

相談専用 TEL 752-8366

仕事のこと

ひとり親サポートよこはま

母子家庭等の方を対象に、職業紹介(利用料無料)や就労支援研修、就職に関する相談や情報提供を行っています。その他にも様々な相談をお受けしています。

- ▶ ひとり親サポートよこはま(委託先:横浜市ひとり親家庭福祉会) 就労相談 ▶ TEL 227-6337
- その他の相談 ▶ 詳しくはP6「相談」をご覧ください。

関係機関

女性の就労に関する各種講座・相談を行っています。

- ▶ 男女共同参画センター横浜(戸塚区) TEL 862-5052
- ▶ 男女共同参画センター横浜南(南区) TEL 714-5911(代表)
- ▶ 男女共同参画センター横浜北(青葉区) TEL 910-5700(代表)

公共職業安定所

公共職業安定所(ハローワーク)では、専門のスタッフが就職についての相談や指導(アドバイス)を行い、適性や希望にあったお仕事への職業紹介を行っています。また、区役所にあるジョブスポット(※)でも職業相談や求人検索などが行えます。

※横浜市とハローワークが連携し、区役所に窓口を設置しています。

- ▶ マザーズハローワーク横浜 TEL 410-0338
- ▶ ハローワーク港北 TEL 474-1221
- ▶ ハローワーク川崎(鶴見区) TEL 044-244-8609
- ▶ ハローワーク戸塚 TEL 864-8609
- ▶ ハローワーク横浜南 TEL 788-8609
- ▶ ハローワーク横浜 TEL 663-8609
- ▶ ハローワークプラザよこはま TEL 410-1010

就労相談・支援

母子家庭の母及び父子家庭の父などの就労の相談に応じます。母子・父子自立支援プログラム策定員(就労支援員)が、一人ひとりに合わせた母子・父子自立支援プログラム(就労支援計画)を作成し、きめ細やかに求職活動を支援します。

- ▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

職業訓練

技能・知識を習得し、就職しようとする意欲のある方で20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練を実施しています。(上記を満たさない方でも離職中であれば、申込可)

訓練内容については、横浜市中心職業訓練校のウェブページをご確認ください。

- ▶ 横浜市中心職業訓練校 TEL 664-6825

母子・父子家庭自立支援給付金事業

① 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講前に申請された方に費用の6割相当額(上限あり)が支給されます。

② 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金(所得制限あり)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を養成機関で6か月以上修業して取得しようとしている場合、生活費が支給されます。(対象となる資格や養成機関についてはお問合せください)
※修了後に修了支援給付金が支給される場合があります。
※給付とあわせて、入学準備金及び就職準備金の貸付制度があります。

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高卒認定試験の合格を目指す場合に、その費用の一部が支給されます。

- ▶ こども青少年局こども家庭課 TEL 671-2390

住まい・施設

公営住宅(市営住宅・県営住宅)

住宅に困っている母子・父子世帯に対して、公営住宅の入居者募集の際に当せん率を3倍(県営住宅は5倍)優遇しています。募集時期は毎年市営住宅が4月・10月、県営住宅が5月・11月頃です。

- ▶ 横浜市住宅供給公社市営住宅課 TEL 451-7777
- ▶ 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 事業部公営住宅課 TEL 201-3673

子育て りぶいん

子育て世帯に家賃補助を行う民間賃貸住宅です。満18歳未満の子がいる世帯、又は妊娠中の方がいる世帯が入居できます。(別途申込資格・補助基準あり)

- ▶ 建築局住宅政策課 TEL 671-4121

住まいの確保に関する相談窓口

住まいの確保にお困りの方からの相談に応じています。相談の内容によって、適切な支援機関の紹介や、家賃の一部を補助する各種制度住宅等の紹介等を行っています。

- ▶ よこはま住まいサポート 相談窓口
TEL 451-7812

[ウェブページはこちら](#)



母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、様々な事情から支援を必要としている場合に、子どもと一緒に入所できます。日常生活や就労、子育て等の支援を行っています。

- ▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7



相談

ひとり親サポートよこはま

どうぞお気軽にご相談ください。

相談

就労
相談

離婚
相談

養育費
相談

法律
相談

TEL 227-6337 (就労相談)
(月～金9:00～17:00、土日祝・年末年始除く)

TEL 663-4188 (その他の相談)
(月～金9:00～20:30、土日祝・年末年始除く)

登録
無料

ひとり親家庭向けのLINE・
メールマガジンをご活用ください

ひとり親サポートよこはまより、横浜市からの情報や、ひとり親サロンなどのイベント情報など、ひとり親家庭に向けた情報が届きます！

メルマガへの
ご登録は右の
二次元コードを
ご確認ください。



公式LINEへの
ご登録は右の
二次元コードを
ご確認ください。



※メルマガは横浜市ひとり親家庭福祉会が運営しています。

各区福祉保健センターこども家庭支援課での 福祉・保健サービスの相談

くらしのこと、子どものこと、経済的な問題等について、社会福祉職や保健師が相談に応じています。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 **P7**

民生委員・児童委員

お住まいの地域の民生委員・児童委員および主任児童委員が、生活上の悩みや子どもの相談に応じています。

▶ 区福祉保健センター福祉保健課

よこはま子ども・若者相談室

39歳までの方とそのご家族などを対象に、友人関係やひきこもり、進学・就職、ヤングケアラーに関することなどの相談をLINEで受け付けています。

▶ 毎日14:00～21:00



その他・相談機関

▶ 男女共同参画センター横浜

「心とからだと生き方の電話相談」**TEL 871-8080**

火・水・金・土 9:30～16:00

金 18:00～20:00 (祝日除く)

弁護士による法律相談など(法律相談は予約制です)

▶ 横浜市民相談室 **TEL 671-2306 FAX 663-3433**

▶ 法テラス神奈川 (利用要件あり)

[ナビダイヤル] **TEL 0570-078308**

[IP電話からは] **TEL 050-3383-5360**

(平日9:00～17:00、土日・祝日・年末年始除く)

産業カウンセラーによる職場での悩み相談(予約不要)、
社会保険労務士による労働問題・社会保険の相談(がん患者のための相談を含む)(要予約)

▶ 横浜市「働く人の相談室」**TEL 681-6553**

離別の方へ

■養育費確保支援

養育費や親子交流の取決め等について費用補助があります。(上限あり)

①養育費・親子交流の取決めに関する費用補助

公証役場や家事調停、ADR(裁判外紛争解決手続き)で文書(債務名義)を作成する際に必要な経費のうち、本人が負担する費用が対象です。

②養育費保証契約の費用補助

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用が対象です。

③養育費回収費用補助

養育費の強制執行を弁護士に委任する際に必要な経費のうち、成功報酬として本人が負担する費用が対象です。

▶ 子ども青少年局こども家庭課 **TEL 671-2390**

■親子交流(面会交流)支援

父母や子どもが安心して面会交流できるよう支援しています。(有料)

▶ 公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)横浜ファミリー相談室
TEL 226-3656

死別の方へ

■国民年金(遺族基礎年金)

国民年金の被保険者等で一定の納付要件を満たす方等が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に

対して、原則として子が18歳になる年度末まで支給されます。また、保険料の納付が困難な場合等、各区保険年金課国民年金係までご相談ください。

▶ 区福祉保健センター保険年金課国民年金係

■遺族厚生年金

厚生年金の加入者または加入者であった方で一定の要件を満たす方が死亡したときに、生計を維持されていた遺族に対して支給されます。詳しくは各年金事務所にお問い合わせください。

▶ 港北年金事務所(管轄区:青葉、港北、都筑、緑)

TEL 546-8888 FAX 546-8880

▶ ねんきんサテライト青葉台(港北年金事務所青葉台分室)

TEL 981-8211 FAX 981-8212

※電話・FAXによる年金相談は受け付けておりません。

▶ 鶴見年金事務所(管轄区:神奈川、鶴見)

TEL 521-2641 FAX 504-5600

▶ 横浜西年金事務所(管轄区:旭、泉、栄、瀬谷、戸塚、保土ケ谷)

TEL 820-6655 FAX 825-4381

▶ 横浜中年金事務所(管轄区:中、西)

TEL 641-7501 FAX 641-7578

▶ 横浜南年金事務所(管轄区:磯子、金沢、港南、南)

TEL 742-5511 FAX 714-7250

横浜市では、ひとり親家庭への
支援実績のある団体や民間企業と
「ひとり親応援協定」を締結し、
ひとり親家庭の皆さんを応援しています。

ひとり親
応援協定

一般社団法人
日本シングルマザー
支援協会

ーひとり親コンシェルジュ®ー

TEL 045-534-8849
(平日9:00 ~ 18:00)

ウェブページ
はこちら



NPO法人
しんぐるまざあず・
ふぉーらむ

電話相談

TEL 050-3196-1114

(火曜日・木曜日、
16:00~21:00)

ウェブページ
はこちら



GUGEN Software株式会社
ー親子交流アプリー
raeru/ラエル



raeru

TEL 045-900-6036

(平日9:00 ~ 19:00)

ウェブページ
はこちら



ひとり親家庭
支援団体

おなじ
ひとり親の方とも
仲間になって
よかったです!

ひとりで悩みをかかえないで、
つながろう!

一般財団法人
横浜市ひとり親家庭福祉会

TEL 045-947-4625



母子家庭になって、生活・仕事・住居・育
児等のことで困ったとき、支援情報を知
りたいときなど、お気軽にご相談・お問
い合わせください。

親子の交流イベントや、週1回の学習支援
事業(英語教室)などを実施しています。
(年会費:800円)

各区福祉保健センターこども家庭支援課(市外局番は045)

青葉区	TEL 978-2457 FAX 978-2422	瀬谷区	TEL 367-5703 FAX 367-2943
旭区	TEL 954-6117 FAX 951-4683	都筑区	TEL 948-2321 FAX 948-2309
泉区	TEL 800-2448 FAX 800-2524	鶴見区	TEL 510-1839 FAX 510-1887
磯子区	TEL 750-2475 FAX 750-2540	戸塚区	TEL 866-8468 FAX 866-8473
神奈川区	TEL 411-7113 FAX 321-8820	中区	TEL 224-8171 FAX 224-8159
金沢区	TEL 788-7772 FAX 788-7794	西区	TEL 320-8402 FAX 322-9875
港南区	TEL 847-8457 FAX 842-0813	保土ヶ谷区	TEL 334-6352 FAX 334-6393
港北区	TEL 540-2320 FAX 540-3026	緑区	TEL 930-2432 FAX 930-2435
栄区	TEL 894-8959 FAX 894-8406	南区	TEL 341-1152 FAX 341-1145

各区社会福祉協議会(市外局番は045)

青葉区	TEL 972-8836 FAX 972-7519	瀬谷区	TEL 361-2117 FAX 361-2328
旭区	TEL 392-1123 FAX 392-0222	都筑区	TEL 943-4058 FAX 943-1863
泉区	TEL 802-2150 FAX 804-6042	鶴見区	TEL 504-5619 FAX 504-5616
磯子区	TEL 751-0739 FAX 751-8608	戸塚区	TEL 866-8434 FAX 862-5890
神奈川区	TEL 311-2014 FAX 313-2420	中区	TEL 681-6664 FAX 641-6078
金沢区	TEL 788-6080 FAX 784-9011	西区	TEL 450-5005 FAX 451-3131
港南区	TEL 841-0256 FAX 846-4117	保土ヶ谷区	TEL 341-9876 FAX 334-5805
港北区	TEL 547-2324 FAX 531-9561	緑区	TEL 931-2478 FAX 934-4355
栄区	TEL 894-8521 FAX 892-8974	南区	TEL 260-2510 FAX 251-3264

横浜市子ども青少年局こども家庭課 ▶ 〒231-0005 中区本町6-50-10 TEL 671-2390 FAX 681-0925

ひとり親サポートよこはま ▶ 〒231-0014 横浜市中区常盤町3丁目24 サンビル8階 TEL 227-6337 FAX 227-6338

横浜市ひとり親家庭福祉会 ▶ 〒221-0063 神奈川区立町14-3 立町ビル201 TEL 947-4625 FAX 947-4626

横浜市社会福祉協議会地域福祉課 ▶ 〒231-8482 中区桜木町1-1横浜市健康福祉総合センター8階 TEL 201-8616 FAX 201-1620

横浜市子ども青少年局こども福祉保健部こども家庭課[令和7年7月発行]

横浜市中区本町6-50-10 TEL 671-2390 FAX 681-0925 E-MAIL kd-kokatei@city.yokohama.lg.jp

この『ひとり親家庭のしおり』は、母子家庭、父子家庭および専婦の方々に関連する福祉制度のあらましについてまとめたものです。
詳細については、それぞれの担当部署にお問い合わせください。